

# 令和3年玉村町議会第5回臨時会会議録第1号

---

令和3年10月28日（木曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和3年10月28日（木曜日）午後1時30分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

.....

## 議事日程 第1号の追加

追加日程第 1 会議録署名議員の指名

追加日程第 2 会期の決定

追加日程第 3 副議長の選挙

追加日程第 4 議席の指定

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議長の常任委員会委員辞任の件

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 8 特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第 9 議案第58号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

追加日程第10 同意第 5号 監査委員の選任について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加日程第 1 会議録署名議員の指名

追加日程第 2 会期の決定

追加日程第 3 副議長の選挙

追加日程第 4 議席の指定

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議長の常任委員会委員辞任の件

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 8 特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第 9 議案第58号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

追加日程第10 同意第 5号 監査委員の選任について

## 出席議員（13人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	新 井 賢 次 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美惠子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
11番	宇津木 治 宣 君	12番	笠 原 則 孝 君
13番	石 内 國 雄 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	古 橋 勉 君
教 育 長	角 田 博 之 君	総 務 課 長	萩 原 保 宏 君
企 画 課 長	大 堀 泰 弘 君	税 務 課 長	丸 山 智 志 君
健康福祉課長	岩 谷 孝 司 君	子ども育成課長	中 野 利 宏 君
住 民 課 長	齋 藤 善 彦 君	環境安全課長	高 柳 功 君
経済産業課長	齋 藤 恭 君	都市建設課長	高 橋 茂 君
上下水道課長	金 子 忠 雄 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	舛 田 昌 子 君
学校教育課長	根 岸 真早子 君	生涯学習課長	宇津木 雅 彦 君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田 村 進	庶務係兼 議事調査係長	岡 部 敦
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

## ○臨時議長の紹介

◇議会事務局長（田村 進君） 皆さん、こんにちは。議会事務局長の田村です。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、新井賢次議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

新井賢次議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 新井賢次君議長席に着く〕

◇臨時議長（新井賢次君） ただいまご紹介いただきました新井賢次であります。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。



## ○自己紹介

◇臨時議長（新井賢次君） お諮りいたします。

初めての議会でもありますし、執行側の職員の方もおられますので、ただいまから自己紹介をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇臨時議長（新井賢次君） ご異議がないようですので、住所（大字）、氏名による自己紹介を順次お願いいたします。

1番の席の議員から登壇の上、自己紹介をお願いいたします。

〔各議員順次登壇、自己紹介〕

◇臨時議長（新井賢次君） 次に、執行側の自己紹介をお願いいたします。

自席で町長、副町長、教育長、総務課長以下、順次お願いいたします。

〔町長以下職員自己紹介〕



## ○開会・開議

午後1時42分開会・開議

◇臨時議長（新井賢次君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年玉村町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



## ○町長挨拶

◇臨時議長（新井賢次君） この際、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 本日、ここに新しく選出されました議員各位をお迎えし、謹んでご挨拶申し上げる機会を得ましたことを大変ありがたく存じます。

議員各位におかれましては、任期満了に伴い執行されましたこのたびの町議会議員選挙において、町民の期待を担い、めでたくご当選の栄を得られましたことを心からお喜び申し上げます。

本日は、臨時の初議会であります。議会の人事構成を決める極めて大事な議会であり、議事がスムーズに進行されますことをご期待申し上げます次第であります。

皆様も御存じのとおり、現在、昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、国、地方ともに大変難しいかじ取りを余儀なくされています。最近にやっぴやうやく第5波が収まりつつありますが、今後、第6波が懸念されるなど、いまだに先行き不透明な状況が続いています。

こうした中、町はこれまでワクチン接種などの感染症対策をはじめ生活困窮者への支援や事業者支援のほか、地域への経済対策などスピード感を持ってできる限りの対策を講じてまいりましたが、これからも引き続き国や県と歩調を合わせつつ、議員の皆様と力を合わせて乗り越えていかなければならないと考えております。

さて、日本は人口減少社会を迎え、本町においても人口減少、少子高齢化の傾向が続いています。そのため、文化センター周辺の区画整理や高崎・玉村スマートインターチェンジ北地区の工業団地造成、子育て世代を支援するための第2子以降の保育料及び副食費の無償化などに取り組んでまいりましたが、これからも少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加やさらなる子育て支援、長寿社会を見据えた福祉施策、災害対策や公共施設の老朽化対策など山積する行政課題を着実に解決し、町民が安心して暮らせる魅力あるまちづくりを力強く推し進めていかなければなりません。

このように玉村町にとりまして大変重要な時期に議員各位をお迎えできましたことは、各般の事業遂行上非常に力強さを覚え、誠に感謝に堪えません。

私としましても、町長として課せられました重責を果たすため全力を挙げて取り組む所存でございます。住民福祉の向上と町政の発展のために何とぞご理解をいただき、格別のご指導、そしてご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます次第でございます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍くださることをご祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

◇

## ○日程第1 仮議席の指定

◇臨時議長（新井賢次君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◇

## ○日程第2 議長の選挙

◇臨時議長（新井賢次君） 日程第2、議長の選挙を行います。

---

◇臨時議長（新井賢次君） 暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

---

午後1時53分再開

◇臨時議長（新井賢次君） 再開します。

---

◇臨時議長（新井賢次君） 選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

◇臨時議長（新井賢次君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。玉村町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に宇津木治宣議員、浅見武志議員を指名いたします。

◇臨時議長（新井賢次君） 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

◇臨時議長（新井賢次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇臨時議長（新井賢次君） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◇臨時議長（新井賢次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔各議員投票〕

◇臨時議長（新井賢次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇臨時議長（新井賢次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。宇津木治宣議員、浅見武志議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票、投票点検〕

◇臨時議長（新井賢次君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票  
有効投票 13票  
無効投票 0票

有効投票中  
石内國雄議員 7票  
備前島久仁子議員 6票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4分の1以上、つまり4票であります。

よって、石内國雄議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

◇臨時議長（新井賢次君） ただいま議長に当選されました石内國雄議員が議場におられますので、本席から玉村町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

石内國雄議員、議長就任の挨拶をお願いいたします。

[石内國雄君登壇]

◇石内國雄君 ただいま議長選挙におきまして皆様のご推挙をいただき議長の要職に就くことになりました石内國雄でございます。身に余る光栄と存じますとともに、責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。まだまだ未熟者ではございますが、職務執行のため誠心誠意努めてまいります。また、議会運営につきましては、議員各位が活発な活動ができるよう心がけてまいります。

コロナ禍の収束への対応や安全確保、玉村町の経済活動の推進など課題は山積しております。対話と調和を基にした議会運営を目指すとともに、議会では玉村町の発展のための議論を重ね、安心、安全、快適な玉村町づくりの構築に町政執行とともに寄与していきたいと考えております。

関係各位のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◇臨時議長（新井賢次君） これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

◇臨時議長（新井賢次君） 暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時11分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

○日程の追加について

◇議長(石内國雄君) ただいま配付いたしました日程表のとおり議事日程を追加したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり議事日程を追加することに決定いたしました。

---

○追加日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長(石内國雄君) 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、堀越真由子議員、羽鳥光博議員の両名を指名いたします。

---

○追加日程第2 会期の決定

◇議長(石内國雄君) 追加日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

第5回臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

○追加日程第3 副議長の選挙

◇議長(石内國雄君) 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

◇議長(石内國雄君) 暫時休憩します。

午後2時12分休憩

午後2時16分再開

◇議長(石内國雄君) 再開します。

◇議長(石内國雄君) 選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

◇議長(石内國雄君) ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。玉村町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に高橋茂樹議員、三友美恵子議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

[投票用紙配付]

◇議長（石内國雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

◇議長（石内國雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

[各議員投票]

◇議長（石内國雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。高橋茂樹議員、三友美恵子議員、開票の立会いをお願いいたします。

[開票、投票点検]

◇議長（石内國雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

笠原則孝議員 7票

月田均議員 6票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4分の1以上、つまり4票であります。

よって、笠原則孝議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

◇議長（石内國雄君） ただいま副議長に当選されました笠原則孝議員が議場におられますので、本席から玉村町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

笠原則孝議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

[笠原則孝君登壇]

◇笠原則孝君 ただいま何とか当選した笠原です。私はやろうと思ったのですが、いろいろと、あまりにも玉村町は元気がないし、前進もないのです、はっきり言って。何とかここを打開しないことにはこの町は沈下の一途をたどってしまう、そんな思いで皆さんと一緒にやっっていこうと思いますので、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩します。

午後2時28分休憩

午後3時35分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

#### ○追加日程第4 議席の指定

◇議長（石内國雄君） 追加日程第4、議席の指定を行います。

議席は、玉村町議会会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。  
各議員の氏名とその議席番号は、お手元に配付したとおり指定いたします。

〔議席表配付〕

1番	羽鳥光博	議員	2番	堀越真由子	議員
3番	松本幸喜	議員	4番	新井賢次	議員
5番	小林一幸	議員	6番	月田均	議員
7番	備前島久仁子	議員	8番	三友美恵子	議員
9番	高橋茂樹	議員	10番	浅見武志	議員
11番	宇津木治宣	議員	12番	笠原則孝	議員
13番	石内國雄	議員			

#### ○追加日程第5 常任委員会委員の選任

◇議長（石内國雄君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

各常任委員会委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名したいと思います。

堀越真由子	議員	松本幸喜	議員	小林一幸	議員
月田均	議員	高橋茂樹	議員	浅見武志	議員
石内國雄	議員				

以上7名を総務経済常任委員会委員に

羽 鳥 光 博 議員            新 井 賢 次 議員            備前島 久仁子 議員  
三 友 美 恵 子 議員            宇 津 木 治 宣 議員            笠 原 則 孝 議員

以上6名を民生文教常任委員会委員にそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時37分休憩

\_\_\_\_\_

午後4時14分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

## ○追加日程第6 議長の常任委員会委員辞任の件

◇議長（石内國雄君） 追加日程第6、議長の常任委員会委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、私の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

休憩いたします。

〔議長 石内國雄君退場〕

\_\_\_\_\_

午後4時14分休憩

\_\_\_\_\_

午後4時15分再開

◇副議長（笠原則孝君） 再開いたします。

\_\_\_\_\_

◇副議長（笠原則孝君） 石内國雄議長から議会に専念したいという理由によって、総務経済常任委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（笠原則孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、石内國雄議長の総務経済常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。  
議長の入場を求めます。

〔議長 石内國雄君入場〕

◇副議長（笠原則孝君） 暫時休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時16分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

### ○追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

◇議長（石内國雄君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名したいと思えます。

月 田 均 議員            高 橋 茂 樹 議員            浅 見 武 志 議員  
備前島 久仁子 議員        三 友 美 恵 子 議員        宇津木 治 宣 議員

以上6名を議会運営委員会委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時40分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

### ○追加日程第8 特別委員会の設置及び委員の選任

◇議長（石内國雄君） 追加日程第8、特別委員会の設置及び委員の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について。

本案については、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託し、委員の任期が満了するまでの間、議会広報を閉会中も継続して調査及び編集発行することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、委員の任期が満了するまでの間、議会広報を閉会中も継続して調査及び編集発行することに決定いたしました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名したいと思っております。

堀 越 真由子 議員                      松 本 幸 喜 議員                      小 林 一 幸 議員  
羽 鳥 光 博 議員                      新 井 賢 次 議員                      笠 原 則 孝 議員

以上6名を議会広報特別委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

◇

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後5時再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇

## ○各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の委員長・副委員長の互選結果報告

◇議長（石内國雄君） 次に、報告を行います。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

玉村町議会委員会条例第7条第2項の規定により互選の結果、総務経済常任委員会委員長に浅見武

志議員、副委員長に小林一幸議員、民生文教常任委員会委員長に新井賢次議員、副委員長に羽鳥光博議員、議会運営委員会委員長に高橋茂樹議員、副委員長に宇津木治宣議員、議会広報特別委員会委員長に小林一幸議員、副委員長に羽鳥光博議員、以上のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。



◇議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午後 5 時 1 分休憩

午後 5 時 4 分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。



### ○追加日程第 9 議案第 5 8 号 令和 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）

◇議長（石内國雄君） 追加日程第 9、議案第 5 8 号 令和 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 5 8 号 令和 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 8, 2 4 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 2 9 億 2, 9 3 7 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

補正内容でございますが、現在新型コロナウイルスの感染拡大は、ワクチン接種が進む中、落ち着きを見せておりますが、感染症の第 6 波が懸念されるなど、いまだ予断を許さない状況下にありますので、引き続き感染症の克服に向けて万全を期すものでございます。

具体的な取組内容といたしましては、まず民生費では、新型コロナウイルス感染者等日常生活用品支援事業として、万一新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等となり、県在宅支援センターの支援の対象外となってしまった場合に、家族や友人等から買物の協力が得られず支援が必要となる方々に対して、食料等の支援を行うものでございます。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン体制確保事業として、国の方針に基づきワクチンの 3 回目接種が速やかに行えるよう体制を整えるため、システム改修や接種券の発行など準備費用等の追加を行うものでございます。

次に、商工費では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に事業者支援分として追加交付が見込まれたことから、引き続き小規模事業者等の事業継続を支援するため、売上げが減少した事業者に 1 0 万円の支援を行うものでございます。

次に、教育費では、コロナ禍でも子供たちの学びを保障するオンライン学習を推進するため、動画配信を可能とするウェブカメラを小中学校の各教室に導入するものでございます。また、先般の国第3次補正を活用した小中学校の新型コロナウイルス感染症対策事業に追加交付が認められたため、感染防止対策や学校教育活動継続のための費用を追加するものでございます。

以上となりますが、これらの財源の手当てといたしましては、国庫補助金のほか前年度繰越金を予定しております。今後においてもコロナ禍から町民の暮らしと地域経済を守ることを最優先に感染症対策にしっかりと向き合い、機を逃さずに必要な対策を講じていきたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 8ページの小規模事業者等事業継続支援事業についてお尋ねをいたします。

要するに、売上げが減った、50%が20%でも対象になるというような先般の説明ですけれども、その辺の具体的な数字について答弁をいただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） ご説明させていただきます。

今回7,000万円ということで予算の見積りさせていただいております。こちらにつきましては、1件当たり10万円、700件分ということで計上させていただいております。事業の内容といたしましては、前年または前々年と比べまして、今回は1か月分の売上げということで、その売上げが20%以上減少した事業者に対しまして10万円の支援金を助成させていただくという内容となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 要件として、今までは50%だったのが今度は20%と緩和されるわけで、前々年、前年度両方が要件になるわけ、どちらかに当たればいいということなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） この事業につきましては、前年または前々年、そこと比べていただきまして今年の売上げがどうであるのかということで比較させていただきたいというふうに考えてお

ります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○追加日程第10 同意第5号 監査委員の選任について

◇議長（石内國雄君） 次に、追加日程第10、同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、三友美恵子議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、三友美恵子議員を除斥したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、三友美恵子議員を除斥することに決定いたしました。

三友美恵子議員の除斥を求めます。

〔8番 三友美恵子君退場〕

◇議長（石内國雄君） 職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◇議長（石内國雄君） 朗読が終了いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員の改選に伴い、新たに監査委員として、玉村町大字板井1523番地にお住まいの三友美恵子議員を選任いたしたくご提案させていただくものでございます。

三友議員は、議員をはじめとする多くの経験を生かし、きめ細かく的確な監査を行える適任者と思われまので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

三友美恵子議員の入場を許可します。

〔8番 三友美恵子君入場〕

◇

## ○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



## ○閉 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本臨時議会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年玉村町議会第5回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時15分閉会